

ファイナンス・リースの定義に関する外国法制の調査報告書

法務省民事局 大塚智見

1 アメリカ

・統一商事法典(UCC)第2A編(1987年に新設)がリース(賃貸借)につき規定を置く¹。

・ファイナンス・リースの定義(UCC § 2A-103(g))

「ファイナンス・リースとは、以下を満たすリースのことをいう：

- (i)リース貸主が物品を選択、製造、供給をしない；
- (ii)リース貸主が当該リースとの関係で物品を取得し、あるいは、物品を占有及び使用する権利を取得する；
- (iii)以下のうちいずれかを満たす：
 - (A)リース貸主がリース契約以前に物品を取得し、あるいは、物品を占有及び使用する権利を取得した契約書のコピーを、リース借主が受領する；
 - (B)リース貸主が物品を取得し、あるいは、物品を占有及び使用する権利を取得した契約に対するリース借主の同意が、リース契約の有効要件である；
 - (C)リース契約締結前に、リース貸主が物品を取得し、あるいは、物品を占有及び使用する権利を取得した契約と関連して、あるいは、その一部として、物品の供給者からリース貸主に提供された、物品の製造者等の第三者のものを含む、約束や保証、保証の排除、救済手段の制限や変更、約定の損害賠償を明示する正確で完全な書面を、リース借主が受領する；
 - (D)リースが消費者リースにあたらぬ場合、リース借主がリース契約に署名する前に、リース貸主が、リース借主に対して、書面において、(a)リース貸主に物品を供給する者の身元(リース借主がその者を選択し、リース貸主にその者から物品を取得し、あるいは、物品を占有及び使用する権利を取得することを指示した場合を除く。)、(b)リース借主が、本編のもとで、リース貸主が物品を取得し、あるいは、物品を占有及び使用する権利を取得した契約と関連して、あるいは、その一部として、物品供給者からリース貸主に提供された、第三者のものを含む、約束や保証に対する権利を有すること、及び、(c)リース借主が、リース貸主に物品を供給する者と連絡を取ることができ、それらや救

¹ 訳出にあたっては、田島裕訳『UCC2001——アメリカ統一商事法典の全訳』(商事法務、2002年)を参照。

済手段の排除や制限を含め、上述の約束や保証に関する正確で完全な書面を受領することができることを知らせる。」

・リースの定義(UCC § 2A-103(j))²

「リースとは、約因と交換になされる、一定期間の物品の占有及び使用の権利の移転であり、承認権付売買や返還権付売買を含む売買や、担保権の留保や創設は、リースではない。文脈から反対の旨が明らかに示されない限り、この語は、サブリースを含む。」

2 イギリス

・法律上の定義は存在しない。SSAP 21(イギリスの会計基準。1984年)を引用する判例あり³。

・SSAP 21におけるファイナンス・リースの定義

(判例が引用する部分)

「リースは、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区別されうる。ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの違いは、通常、リース貸主とリース借主との間の契約書文言から明らかとなる。

オペレーティング・リースは、リース借主がリース物件を通常その経済耐用年数よりもかなり短い期間借りることに対してリース料を支払うことが含まれる。リース貸主は、オペレーティング・リースの場合、リース物件の所有権に関するリスクとリターンをほとんどを有し続ける。

ファイナンス・リースは、通常、リース借主がリース貸主に対してリース貸主により提供された金融の対価に加えてリース物件の全コストを支払うことを含む。リース借主は、コモンロー上の権原を除き、リース物件の所有権に結びつくほぼすべてのリスクとリターンを有する。実務上は、すべてのリースが所有権に関するリスクとリターンのいくらかをリース借主に移転し、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの違いは、基本的に程度の問題である。」

(判例が引用しない部分)

「ファイナンス・リースとは、リース物件の所有権に関するすべてのリスクとリターンをリース借主に移転するリースである。リースを始める時点において初回支払金を含めた最低リース支払額の現在価値がリース物件の公正市場価格のほぼすべて(通常 90%以上)に達するとき、そのようなリスクとリターンの移転があると推定される。現在価値は、リースにおける計算利率(パラグラフ 24 で定義)を用いて計算される。リース物件の公正市場価格が決定できない場合、その見積もりが用いられる。」

² リースを売買やリースに仮託した担保権と区別するための定義であると説明される(UCC § 2A-103(j), cmt.)。

³ On Demand Information plc (in administrative receivership) and another v. Michael Gerson (Finance) plc and another [2000] EWCA Civ 251.

3 フランス

・通貨金融法典にファイナンス・リース(credit-bail)に関する規定(2000年改正で新設、それ以前は、ファイナンス・リースを営む企業に関する1966年7月2日法律が規定していた。)がある。

・ファイナンス・リースの定義(L. 313-7条)

「本款にいうファイナンス・リース(credit-bail)取引とは、以下のものをいう。

1 所有者のままとどまる企業によって当該リースのために購入された生産財や機具類のリース取引であり、その性質決定の如何を問わず、当該取引がリース借主に、リース料の名目でなされた支払を少なくとも部分的に考慮して決められた価格によって、リース物件の全部又は一部を取得する可能性を与えるもの。

2 企業が自ら購入し、あるいは、自らの計算で建設した事業用不動産をリースする取引であり、その性質決定の如何を問わず、当該取引がリース借主に、遅くともリース期間満了時に、売買の一方の予約の完結権行使による譲渡、リース不動産の敷地所有権の直接又は間接の取得、あるいは、当該リース借主に帰属する土地に建設された建築物の完全な所有権の移転により、リース物件の全部又は一部の所有者となることを許可するもの。
(中略)

3 営業財産、小規模事業、又はそれらの無体的な要素の一部のリース取引であり、リース料の名目でなされた支払を少なくとも部分的に考慮して決められた価格による売買の一方の予約が付加されたもの(営業財産や小規模事業の元の所有者に対するリース取引を除く。)

4 商法L. 239-1条からL. 239-5条に規定された社員持分や株式のリース取引であって、リース料の名目でなされた支払を少なくとも部分的に考慮して決められた価格による売買の一方の予約が付加されたもの。」

4 ドイツ

・2010年改正前民法(BGB)は、ファイナンス・リース契約(Finanzierungsleasingvertrag)に事業者・消費者間の資金援助の規定を適用する旨の規定を置いていた(499条2項)。2010年改正により、ファイナンス・リース契約の文言は削られたが、その代わりとして、実質的な契約内容を要件とする規定が設けられた。

・ファイナンス・リースの定義(506条2項)

「目的物の有償利用に関する事業者と消費者との間の契約は、以下の要件のいずれかを満たす場合、有償の資金援助とみなす。

- 1 消費者が目的物の取得を義務づけられる。
- 2 事業者が消費者に目的物の取得を請求することができる。

3 消費者が契約終了時に目的物の一定の価値を保証しなければならない。
(第2文省略)」

5 EU

・共通参照枠草案(DCFR)第IV編パート B が物の賃貸借(リース)について規定を設け、その適用範囲を定める条文の中で、ファイナンス・リースへの適用の有無が検討される⁴。

・適用範囲(IV.B.-1:101)⁵

「(1)第IV編の本パートは、物の賃貸借(リース)契約に適用される。

(2)物の賃貸借契約とは、当事者の一方(賃貸人)が、相手方(賃借人)に対し、賃料と引換えに、物を使用する一時的な権利を与えることを約する契約である。賃料は、金銭その他の価値であれば足りる。

(3)第IV編の本パートは、使用期間経過後に所有権が移転することを当事者が合意した契約には、たとえ当該契約が賃貸借と称したとしても、適用しない。

(4)第IV編の本パートの適用は、契約が融資の目的を有すること、賃貸人が融資する当事者としての役割を有すること、又は賃借人が物の所有者になるオプションを有することという事実によっては排除されない。

(5)第IV編の本パートは、賃貸借契約から生ずる契約関係についてのみ規律する。」

6 韓国

・2010年商法改正により、第2編第7章「ファイナンス・リース事業」の規定(168条の2-168条の5)が置かれる⁶。

・ファイナンス・リース事業者の定義(168条の2)

「リース事業者とは、リース借主により選択された機械、設備その他の財産(以下この章において「リース物件」という。)を第三者(以下この章において「サプライヤー」という。)から取得、借用し、当該機械、設備その他の財産をリース借主に使用させることに事業として従事する者をいう。」

⁴ 訳出にあたっては、クリスティアン・フォン・バールほか編・窪田充見ほか監訳『ヨーロッパ私法の原則・定義・モデル準則——共通参照枠草案(DCFR)』を参照。

⁵ (3)は、売買と区別するための規定である。ファイナンス・リースには、いくつかの例外(IV.B.-2:103(黙示の延長)、IV.B.-3:101(物の使用可能性)など)を除き、本パートの規定が適用される(Christian von Bar and Eric Clive edited, Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law, Draft Common Frame of Reference (DCFR) Full Edition, Volume 2, 2010, p. 1430-1432.)。

⁶ Korea Legislation Research Institute, Korea Law Translation Center による英訳から訳出

(https://elaw.klri.re.kr/eng_service/lawView.do?hseq=51179&lang=ENG)。

7 中国

・2020年に採択された中華人民共和国民法典に第3編第15章「ファイナンス・リース契約」の規定(735条-760条)が置かれる⁷。

・ファイナンス・リース契約の定義(民法735条)

「ファイナンス・リース契約とは、リース貸主が、売主及びリース物件に対するリース借主の選択に基づき、売主からリース物件を購入し、リース借主の使用に供し、リース借主がリース料を支払う契約をいう。」

8 UNIDROIT

①国際的なファイナンス・リースに関するユニドロワ条約(1988年に策定、日本は批准していない。)

・適用範囲及びファイナンス・リースの定義(1条)

「1 本条約は、2項に規定するファイナンス・リース取引のうち、以下のものに適用される。

(a)当事者の一方(リース貸主)が、相手方(リース借主)の指定に基づき、第三者(サプライヤー)との間で、リース借主の利益に関する範囲ではリース借主の同意した条件により、リース貸主が設備、資本財その他の機器を取得する合意(サプライ合意)を結ぶ。

(b)リース貸主が、リース借主との間で、リース料の支払と引換えに、リース物件を使用する権利をリース借主に与える合意(リース合意)を結ぶ。

2 前項にいうファイナンス・リース取引は、以下の性質を有するものをいう。

(a)リース借主が、主としてリース貸主の能力や判断によることなく、リース物件を指定し、サプライヤーを選択する。

(b)リース物件が、リース貸主とリース借主との間で交わされた、あるいは、交わされるリース合意に関連して、リース貸主によって取得され、そのことをサプライヤーが知る。

(c)リース合意により支払う必要のあるリース料が、特にリース物件の代価の全部又は相当な部分の定期弁済を考慮して計算される。」

②リースに関するユニドロワモデル法(2008年に採択。)

・ファイナンス・リース及びリースの定義(2条)

「ファイナンス・リースとは、リース物件の全部又は一部を買い受けるオプションを伴うか否かに関わらず、以下の性質を有するリースである。

(a)リース借主がリース物件及びサプライヤーを選択する;

⁷ 小田美佐子・朱華訳「中華人民共和国民法典(2・完)」立命391号(2020年)436頁及び渠濤訳・道垣内弘人ほか監修『中華人民共和国民法典I対照条文編』(商事法務、2022年)をもとに、適宜変更した。

- (b)リース貸主がリースに関連してリース物件を取得し、サプライヤーがその事実を知る；
- (c)リースのもとで支払う必要のあるリース料その他の資金が、リース貸主の投資の全部又は相当な部分の定期弁済を考慮し、あるいは、考慮しない⁸。」

「リースとは、当事者の一方が、相手方に対し、リース料と引換えに、一定期間リース物件を占有し、使用する権利を与える取引である。この語は、サブリースを含む。」

9 UNCITRAL

・UNCITRAL 担保取引モデル法(2016 年)は、ファイナンス・リースの定義を設けないが、統一的・機能的・包括的アプローチにより、ファイナンス・リースを含む広い概念を用いた規律を行う。

・取得担保権(Acquisition security right)の定義(2 条)

「(b)『取得担保権』とは、有形資産、知的財産権、又は知的財産権に関するライセンスにおけるライセンシーの権利を目的とする担保権であり、資産の購入代金の未払部分を支払う義務、又は設定者が当該財産の権利を取得することを可能にするために供与されたその他の信用をその信用がその目的のために使用される範囲において担保するものをいう。」

⁸ リース貸主の投資の全部を定期弁済する必要はなく、リース借主の購入オプションを含む必要もない。この定義は、リース借主が一定期間リース物件の占有・使用の利益を取得することのみを求める実務の進展を反映するものと説明される(Official Commentary to the UNIDROIT Model Law on Leasing/Commentaire Officiel concernant la Loi type d'UNIDROIT sur la location et la location-financement, Uniform Law Review, Volume 15, Issue 2, April 2010, Pages 548-609, <https://doi.org/10.1093/ulr/15.2.548>, p. 568)。